

令和8年度菊陽町特定障害福祉サービス等事業所選定要項

1 趣旨

熊本県では事業所の設置について、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しています。

総量規制を行うサービスは、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、菊陽町においては、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に定める各年度の利用者数の見込みから指定必要量を設定し、熊本県の指定に対する意見をを行います。

2 内容

(1) 総量に制限があるサービス

- ① 就労継続支援A型、② 就労継続支援B型、③ 生活介護、④ 児童発達支援、⑤ 放課後等デイサービス

(2) 指定必要量

以下の数の範囲内で事業所の選定を行います。

(令和8年度) ※定員は各10名

児童発達支援	放課後等デイサービス
1	1

※ 就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護については、必要量（定員数）が少量のため個別対応しますので随時ご相談ください。

(3) 申請条件及び申請者要件

- ・ 法人であること。
- ・ 滞納がない者であること。
- ・ 同一法人による、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の同時申請は認めておりません。どちらかを選択し申請してください。また、別法人であっても、代表者が同一である場合は、同時申請とみなします。
- ・ 「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の多機能型の募集はしていません。

(4) 開所時期(定員増も含む)

令和9年3月末までに開所できること。

※本要項に規定するサービス以外の指定に係る相談については、随時受け付けます。

3 手続

「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の選定を希望する事業者は、以下のとおり申請書類提出を行ってください。

(1) 申込期間

令和8年5月7日(木) ～ 令和8年6月5日(金) 17:00

※原則、上記申込期間をもって令和8年度の開所希望の募集は締め切ります。

※期間外に提出された資料は審査対象外となります。

ただし、募集枠に余剰が出た場合等は、改めて町ホームページにて募集を行います。

(2) 面談日

令和8年7月1日(水) ~ 令和8年7月24日(金)(土日祝を除く)を予定しています。

※日程等が決まり次第メールにてご連絡いたします

※面談は、代表者、管理者、児発管等で事業運営や療育現場がわかる方、1～2名程度でお願いします。なお、コンサルタントや顧問等の立会は認めません。

(3) 申請に必要な書類

【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ① 開設希望等確認票(障害児通所支援)
- ② 事業所の基本方針等確認書(児童発達支援又は放課後等デイサービス)
- ③ 収支予算書

※既存の事業所は、昨年度の実績表「利用実績【障害児通所支援】」も併せて提出してください。

※新規(実績がない)の事業所は、根拠を明らかにし見込みで提出してください。

- ④ 直近の決算書類
- ⑤ 町税滞納有無調査承諾書

※主たる所在地が菊陽町外にある場合は、その所在地の税の滞納がないことの証明を提出してください。

(留意事項)

- ・ 他自治体で既に指定を受けている事業者については、管轄の自治体より受けた実地指導の結果通知及び改善報告書並びに第三者評価を受けている場合は、その結果を提出してください。
- ・ 法人設立から間もなく決算書類が無い場合は、資金がわかる通帳の写しを提出してください。

4 その他留意事項

総量規制の枠がなくなったことによる事業計画の中止や、指定を受けられない場合の損害等について、本町は一切の責任を負いません。

事業所の指定については熊本県への申請となります。菊陽町ではあくまで事業所の選定を行い、意見書を作成するということになりますので、設置に必要な人員や利用定員等は必ず設置を希望する事業所で確認をしてください。

今回の選定は、菊陽町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に定める各年度の利用者数の見込みから指定必要量を設定し、指定を希望する事業所からの書類や面接を行った結果から菊陽町として熊本県の指定に対する意見を行うものです。事業所指定については熊本県が審査等を行うことから、今回の選定により、確実に事業所の指定ができるものではないことを御了承ください。

本要項を十分に御理解の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】 福祉課 障がい福祉係

【メールアドレス】 murata-shi@town.kikuyo.lg.jp